

児童養護施設における性的マイノリティの子どもへの職員の対応について：
児童養護施設LGBT児童対応調査の結果から

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2018-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 白井, 千晶 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.14945/00024541 |

児童養護施設における性的マイノリティの 子どもへの職員の対応について —児童養護施設LGBT児童対応調査の結果から—

白井千晶

本稿は筆者らがおこなった「児童養護施設における性的マイノリティ (LGBT) 児童の対応に関する調査」の結果をもとに、児童養護施設における性的マイノリティの現状と、対応のあり方を検討するものである。

1. 本稿の背景と調査概要

(1) 社会的養護と性的マイノリティの子どもをめぐる現況

社会的養護とは所管の厚生労働省によれば「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」である（厚生労働省ホームページ）。2017年3月の資料では、社会的養護の対象児童（0～18歳）は約4万5千人で、児童養護施設などの施設で生活する子どもが86.2%を占めている。子どもの権利条約では、生みの親の家庭、その親族、養子縁組、里親、施設の順に望ましいとされているが、日本では施設措置が大半で、世界の動向とは大きく異なっている（2010年前後の状況で社会的養護のうち里親に委託する割合はオーストラリアは93.5%、アメリカ77.0%、イギリス71.7%、カナダBC州63.6%、フランス54.9%¹）。

施設での生活状況は、個々の施設によって異なるが（例えば施設の規模は大舎制、中舎制、小舎制に分けられ、子どもや職員が小グループを形成するユニット制、地域で民家やマンションなどで生活するグループホームなどがある）、施設ではおおむね、職員が職務として交替で養育にあたり、子どもの所属グループや担当職員は年度ごとに変わる可能性がある。職員は概して定着率が低い²。

¹ 厚生労働省ホームページ資料 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/

² 平成19年度「社会的養護施設に関する実態調査中間報告書」（平成20年10月厚生労働省 雇用均

ユニット、寝室、学習室などが男女別になっていることも少なくない。

国内における性的マイノリティの子どもの状況

「典型的な性自認、性的指向、ジェンダー表現ではないこと」について、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとってLGBT（あるいはクエスチョニングを含めたLGBTQ、不明・どちらでもないを含めたLGBTX、インターセックスを含めたLGBTIなど）、性的指向と性自認の頭文字をとったSOGI (Sexual Orientation and Gender Identity)、あるいはSOGIE (Sexual Orientation, Gender Identity and Expression)、セクシュアル・マイノリティ、性的少数者、など様々な表現があるが、一長一短であり、本稿では便宜的に性的マイノリティと表記する。調査では用語の流通状況を鑑みて「性的マイノリティ (LGBT)」とした。

文部科学省は、2010年の「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」(性同一性障害に係る児童生徒について言及、2014年に全国学校調査を実施)、2012年「自殺総合対策大綱」(閣議決定)を経て、2015年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等 について」を通知して、服装や髪型、トイレ、呼称、授業(体育)や部活動、修学旅行などについてどのような支援が考えられるか事例を提供するとともに、「性同一性障害だけでなく性的マイノリティとされる児童生徒全般に共通する」と言及した。

国内外における性的マイノリティの子どもの社会的養護の状況

海外における性的マイノリティの子どもの社会的養護の状況について、本稿でそのすべてを紹介することはできないが、アメリカについて紹介すると、社会的養護における性的マイノリティの子どもの大規模な調査がいくつか存在する。ひとつはロサンジェルス地域の社会的養護の12~21歳からランダムにサンプリングした786名に実施した調査で、性的マイノリティの子どもの全体約19%と、社会的養護ではない子どもの場合の1.5~2倍であることがわかった(Wilson et al., 2014)。性的マイノリティではない社会的養護の子どもに比べ、

等・児童家庭局 家庭福祉課)によれば、直接ケア職員は平均勤務年数8年だった (http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/14.pdf)。認定NPO法人ブリッジフォースマイルの「全国児童養護施設調査2012 施設運営に関する調査」によれば、施設の離職率は平均13.3%だった(平均して1年間に10人に1~2人は離職する) (<http://www.b4s.jp/wp/wp-content/uploads/2013/05/3233127440685006bd003400b115bbc5.pdf>)。労働環境(給与、土日祝日交代勤務、宿直等)から、無配偶の若年者に偏りがちである。

社会的養護の性的マイノリティの子どもは措置変更が多く、情緒的な理由でグループホーム入所か入院していて、情緒的理由での入院は13.5%で性的マイノリティではない子どもの3倍だった。ホームレスを経験している子どもも性的マイノリティではない子どもより多い。

メリーランド州での調査でも、社会的養護における子どもの中で性的マイノリティの割合は17.5%と高かった（Youth Equality Alliance 2014）。うち4人に3人は、社会的養護において性的マイノリティゆえの偏見的扱いを受けたと答えた。またホームレスの子ども約40%は性的マイノリティだった。

ニューヨーク市の調査でも、社会的養護の性的マイノリティの子ども78%がケアにおいて性的マイノリティゆえのハラスメントや虐待を受けたと回答した。社会的養護の性的マイノリティの子ども78%が措置先を逃げ出し、56%が措置先よりストリートのほうが安全だ（ホームレスのほうが良い）と考えている（Feinstein 2001）。

性的マイノリティではない子どもと同じように虐待を受けた子どももいれば、性的マイノリティであるがゆえに家庭から排除された子どももいる。性的マイノリティの子どもは、性的マイノリティゆえに家を離れざるを得なかった経験を26%がしていた。学校、コミュニティでの疎外だけでなく、社会的養護においてもよい対応が得られず、ホームレスになる人びとがいるのは先に紹介したとおりである。

National Center for Lesbian Rightsがこれらの結果をファクトシートにまとめるなど調査結果と施策を連動させてキャンペーンがおこなわれている（National Center for Lesbian Rights 2006）。政府が里親のために性的マイノリティの子どもを養育について『Supporting Your LGBTQ Youth: A Guide for Foster Parents』という冊子を作成して公開している³。州、自治体も独自に社

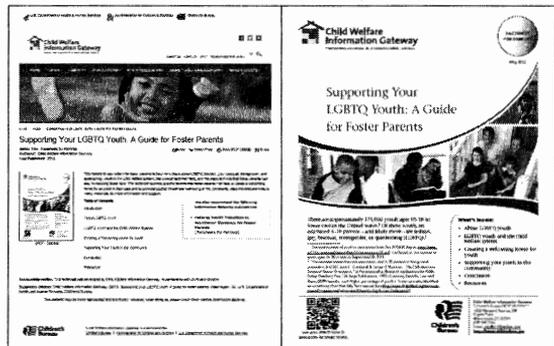


図1 左：LGBTQの子どもを育てる里親のための政府のサイト 右：その子育てガイド冊子

³ 冊子の公開サイトは<https://www.childwelfare.gov/pubs/LGBTQyouth/> 人権団体のページは<http://www.hrc.org/resources/lgbt-youth-in-the-foster-care-system>

会的養護における性的マイノリティの子どもの養育について施策をおこない、サイトや冊子を作成している⁴。研究機関やNPOによる社会的養護や里親家庭における性的マイノリティの養育に関する冊子として、たとえばLambda Legal and Child Welfare League of America (2015) があげられ、調査レポートや提言としてSullivan et al. (2001)、National Center for Lesbian Rights (2006)、Wilber et al. (2006)、Woronoff et al. (2006)、Wilson et al. (2016) があげられる。性的マイノリティの子育ての冊子『Caring for LGBTQ Children & Youth (LGBTQの子どもの子育て)』には、里親向けのページもある⁵。

こうしたキャンペーンは社会的養護における性的マイノリティが可視化されているようにみえるが、社会的養護において性的マイノリティへの誤解や偏見、「社会的養護における異性愛の制度化」(Fisher2012) があることの裏返しでもあるだろう。社会的養護における性的マイノリティの子どもは、そうでない子どもに比べて措置変更か施設(グループホーム)が多いことは他の研究でも明らかである(Jacobs2006, Mallon et al.2002⁶)。

親役割をする側が性的マイノリティである場合の制度や現況も、性的マイノリティの子どもの社会的養護と関連しているが、本稿で十分に説明、議論する紙幅がないため割愛する。簡単に述べておくと、日本では施設職員の性的マイノリティの状況に関する調査や情報はない。里親については、法制度上は婚姻した夫婦に限定していないし、性的マイノリティの人を排除する規則はない。しかし自治体によって運用が異なり、婚姻している夫婦ではないという理由で対象外となる自治体もある。公式に同性愛カップルに里親認定をしたのは2017年4月の大阪市がはじめてであるが、他の自治体でも排除しないことを公式に表明した自治体もある⁷。

海外の状況は、施設職員のセクシュアリティに関する調査や情報は管見では見当たらないが、そもそも日本とは異なり、社会的養護は里親が主な委託先である。同性カップルの婚姻、結婚、パートナーシップ制度に連動して、性的マイノリティが社会的養護の養育者として排除されていないと推測される。例え

⁴ 性的マイノリティの人権団体、Lambda Legalは *Youth in the Margins* という冊子で14州の施策をまとめている。 <https://www.lambdalegal.org/publications/youth-in-the-margins>

⁵ http://assets.hrc.org/files/assets/resources/HRC_Caring_For_LGBTQ_Children_Youth.pdf

⁶ Mallonの2002年の社会的養護における45人の性的マイノリティ調査によれば、措置変更の平均は6.35回で、社会的養護全体の約3回の2倍以上だった。

⁷ 毎日新聞社の2017年4月の調査では、同性カップルを除外しているのは東京都で、2割の自治体が審査に影響するかもしれないとの回答だった(2017年4月16日毎日新聞朝刊)。

ばアメリカでは里親、養子縁組以外の方法で性的マイノリティが親子関係を形成する数も多いが（例えばGates2013）⁸、里親、養子縁組の担い手として性的マイノリティは重要な社会資源になっている。自治体が性的マイノリティ向けに里親キャンペーンページを設置していることも多い¹⁰。

社会的養護と性的マイノリティ

性的マイノリティのありようについては多くの文献があるので、本稿で繰り返すことは控えるが、本稿に関連することを確認しておく、人口の5～10パーセントはいわゆる典型的な性自認、性的指向ではないといわれている。それらのありようは多様で、濃淡や複合性もある。特に子ども期、青年期には、揺れたり変化したり、適切なカテゴリが見つからなかったりする。

児童養護施設にも、一定の割合で性的マイノリティが存在することが予想されるが、児童養護施設は集団生活で、また、児童養護施設で生活している子どもの6割は虐待を受けた経験があり、性被害はもちろんのこと、性被害でなくても特定の性別への認識に影響を与えたり¹¹、性的行動や性化行動が生じたりするかもしれない。さらに、児童養護施設内では、虐待を受けた子どもたちが、暴力や支配によって人間関係を形成しがちであることとあいまって、児童間や職員－児童間の暴力（性加害・被害を含む）も起こっている（杉山・海野2009、田嶋2011、米澤・窪田2016）。児童養護施設の職員は、家庭での虐待が発達・成長に与える影響の把握、施設内での虐待の発見に注力している一方で、（本調査で明らかになったように）性的多様性の知識を得る機会は少ないようだ。児童養護施設は、集団生活が継続するという特殊性以外にも、性的マイノリティに関わる様々な特殊性や配慮の必要性があるといえるだろう。

⁸ Gates (2013) と Colorado州のデータによれば、アメリカでは約300万人のLGBTの人が子どもを育てており、600万人の子どもの親がLGBTの親をもつ。同性カップル約16,000組が22,000人以上の養子を育て、2,600組以上の同性カップルが約3,400人以上の里子を育てている。コロラド州ではLGBTのカップルの15.9%が子どもを育てている。

⁹ 例えばアメリカの養子縁組を促進するための民間団体では、法律やガイドラインをあげながら性的マイノリティが親になる意義について記述している。 <https://adoptuskids.org/adoption-and-foster-care/overview/who-can-adopt-foster>

¹⁰ 例えばコロラド州のページ <http://www.cofosterandadopt.org/lgbt-adoption-and-foster-care.html>

¹¹ 「同性への性指向が家族の機能不全やトラウマによって生じるとする理論を支持する実証的研究や査読付論文は存在しない」（平田2014p.26）という報告もある。

(2) 調査概要

こうした背景から、筆者たちは2016年に全国の児童養護施設を対象に、性的マイノリティの子どもへの対応に関する調査を実施した。児童養護施設が性的マイノリティの子どもを把握しているか、どのように対応しているか、施設が現在どのような取り組みをしているか（例えば性教育に性的多様性の教育を含んでいるか、職員への研修をしているか）、どんなことを感じたり困ったりしているか、子どもが生活する環境はどうであるか、現状を把握することが目的である。現状把握により、今後の課題や方向性が浮き彫りになり、児童養護施設にフィードバックできれば、性的マイノリティに限らず、すべての子ども一人ひとりのありように応じた養育環境に寄与することが期待できる。

具体的な調査の概要は表1に示したとおりである。調査は性的マイノリティに関する説明の文書を添付し、具体例を例示したうえで、「性自認・性的指向が“一般的”“典型的”な形とは違う『性的マイノリティの児童（もしくはそうだと推察される児童）』がいる／いたか、なぜ気づいたか、どのように対応したかをたずねた。

表1 調査概要

| | |
|--------------------------|---|
| 調査名 | 児童養護施設における性的マイノリティ（LGBT）児童の対応に関する調査 |
| 調査時期 | 2016年11月～12月（プリテスト2016年9月～10月） |
| 調査メンバー | 一般社団法人レインボーフォスターケア（代表・藤めぐみ） 岩本健良・金沢大学人文学類 白井千晶・静岡大学人文社会科学部 渡辺大輔・埼玉大学教育機構基盤教育研究センター |
| 配布先・記入者 | 全国の児童養護施設（悉皆調査）（601施設／2016年） ⁽¹⁾ 直接ケアの基幹的職員に記入を依頼 |
| 調査法 | 郵送自記式質問紙調査（一部メールを併用） |
| 回収 | 回収 220票（有効回収 220） 回収率 36.6% |
| 調査項目 | 施設の属性（地域ブロック、規模、学年区分別在籍人数、公民の別、職員人数）、子どもの生活環境（寝室、服装の選択、入浴）、性教育（子ども、職員）、性的マイノリティ児童の状況（有無、気づき、対応、変化）、性的マイノリティ児童への対応に関する考え |
| 倫理的配慮 | 回答は匿名としたが、今後計画しているヒアリングに協力の意思を問い、協力施設には連絡先の記入を依頼した。集計とは連結していない。児童や職員の個別の情報は収集していない。個人が特定されかねない集計はおこなっていない。 |
| 回答施設の基本属性 ⁽²⁾ | 運営主体：民営 90.0%、公営 6.4% 無回答 3.6% 規模：大舎制 30.5%、中舎制 10.9%、小舎制（ユニットケア、小規模グループケアを含む）32.7%、グループホーム（地域小規模児童養護施設を含む）1.4%、それら2つ以上の複合形態 23.6% 無回答 0.9% 在籍児童数：平均 43.1人 最小 9人 最大 133人 職員数：平均 25.2人 最小 3人 最大 90人 |

(1) 厚生労働省の資料では、2016年10月1日現在の児童養護施設は603箇所となっているが、調査グループが全国児童養護施設協会の公開情報などを調べて得られた施設は601箇所だった。

(2) 回答に地域的な偏在がないことを確認している。

2. 性的マイノリティへの気づき、対応、結果

(1) 調査結果概要

調査結果のいわゆる単純集計は報告書などに掲載してあるが(レインボーフォスターケア他2017, 藤他2017)、ここで簡潔にまとめると、全体の45.0%が性的マイノリティ児童と推察した子どもが施設にいる/いた経験があると答えた(現在いる10.5%、過去にいた28.6%、現在いて、過去にもいた5.9%)。繰り返しになるが、職員が推察した子どもであるため、子ども本人のアイデンティティと異なることがあるし、職員がそのような捉えなかったが実際には子ども本人が性的マイノリティと認識したり揺れていることもあるだろう。

具体的ケースについては、女児だが男児のようなふるまいをする、男児だが女児のようなふるまいをするといった、トランスジェンダー傾向が回答ケースの71.4%を占めた。性的指向は服装などから気づくものではないこと、児童養護施設は幼児や小学生など年少者も在籍していることなどから、同性愛的傾向に関する回答が少なかったことが予想される¹²。

気づいたきっかけは複数回答で「職員の気づき」の割合が最も高く68.7%、「本人からの申告・相談」が48.5%、「トラブルの発生」が32.3%だった。職員の気づきは、遊び相手の性別、服装や持ち物の好みなど、本人からの申告・相談は制服に対する抵抗感や拒否感、同性への恋愛感情の開示など、トラブルの発生は施設内での性的加害行為、同性への告白により学校に登校できない、などであった。

気づいたときの対応は、「対応したことがある」が68.7%、「対応したことがない」が30.3%だった。対応は複数回答で「職員会議」52.9%、「職員が子どもの相談に応じた」51.5%、「本人の希望に応じた」(例えば服装等)42.6%、「学校に伝えた」27.9%、「外部に相談した」(児童相談所など)26.5%、などである。

¹² 社会的養護の性的マイノリティの子ども本人に尋ねているロサンジェルス調査では、13～21歳対象でLGBQは13.6%、トランスジェンダーは5.6%だった。

Ryan (2009) ではジェンダーアイデンティティは2～4歳から始まり、他者に魅力を感じて自身をレズビアンと自覚したのは10歳ごろ、ゲイ、バイセクシュアルは13歳だという。日本では日高のゲイ、バイセクシュアル男性を対象にした1999年調査ではゲイである自覚は平均13.1歳、13.8歳で同性愛、ホモセクシュアルという言葉を知り、15.4歳で異性愛ではないかもしれないと考え、17.0歳ではっきりと自覚し、20.0歳で初めてゲイ男性に会い、初めてゲイ男性との性交をし、21.6歳で初めてゲイの友達ができ、22.0歳で初めてゲイの恋人ができたという結果だった(日高2004)。

「児童に相談先を助言した」のは7.4%、「措置変更」は2.9%だった¹³。対応しなかった理由は「本人が相談してこなかったから」が43.3%、「対応しなくても問題は無いと思った」が36.7%と見守りをしていることがわかるが、「どう対応していいかわからなかった」も16.7%あった。

対応の結果は、「安心感が子どもの中に生まれた」「周囲の子どもが受け入れた」「学校との連携が強くなった」など様々な正の結果が記述されていた。

最後に、性的マイノリティ児童に関して感じていること、考えていることとしては、これまでに経験がない施設も知識や研修の必要を感じていたり、対応したことがある施設は子どもを受け入れ、存在を認めることの重要性を記述していた。しかし、生活空間が男女別であるため、対応に困る、受け入れができないといった回答や、知識がないので自信がないといった回答もあった。児童養護施設の生活環境としては、全体として、幼児や小学生は2～4人程度の相部屋で集団入浴、洋服は本人と職員が好みのものを買に行くことが多いのだが、これらの生活はおおむね性別で分かれている。中学生以上は受験期の中学3年生や高校生は個室をもつ割合が高くなり、入浴も個人の割合が高くなるが、相部屋や集団入浴もあった。施設の悩みや困りごとは、こうした性別別の空間に、トランスジェンダーや同性愛の子どもをどのように受け入れればいいのかわからない、職員の配置、周囲の子どもへの説明など、集団生活による障壁だった。ハード面さえ解決されれば問題ないと考えている傾向も見られたが、課題の本質は職員の知識や受容だという記述もあった。また、性的マイノリティが性的加害者になることへの懸念や、性行動の管理体制が弱体化する懸念も示されていた。

(2) 性的マイノリティの子どもが施設にいた（と推察する）経験・対応・結果

報告書ではそれぞれの項目ごとの集計やまとめをおこなったが、実際には、子ども一人ひとりに対して、気づき、対応、その結果、対応や結果への評価、というプロセスがある。対応や結果への評価が、施設や次の対応に影響を与え、「PDCAサイクル（plan-do-check-action cycle: 計画、実行、評価、改善サイクル）」にも似た継続性があるのではないか。本稿では、気づき、対応、結果、評価（現在の考え）を一続きのプロセスとして検討していくことにする。例えば次のような事例があげられる（ケースを特定できないように典型的な要素を組

¹³ 性的マイノリティの受け入れは難しいという記述もあったが、この措置変更は性的マイノリティであることが事由とは限らない。

み合わせた架空事例である)。

- 男児。幼児期から「女の子らしい」ふるまいがある。女の子が好きなキャラクターを好む、しぐさや言葉が女の子らしい、女兒と遊ぶ。学校でからかわれているようだ。そのまま見守っている。
- 女兒。幼児期からスカートをはきたくない。中学校の制服がいやで、学校と話して体操服登校になった。本人は見守られていると思っているが、学校で理解を得るが難しい。
- 男児、同施設の男児にマスターベーションさせて本人もそれを見て同行為をした事件があった。聞き取りの中で、男性に惹かれているかもしれないと話があった。性的行為は注意したが、本人とはそれ以上の話ができていない。
- そのほかに、「虐待の影響が優しいものを好むので判別がつかない」「虐待を受けた子は中性的でわからない」「接触を求める、身体的距離が近いのでわからない」「性的トラブルがあったが別の理由で知的障害児施設に」「性加害があったが発達障害学級に通っている」など。

性的マイノリティの子どもが施設にいた(と推察する)経験・対応・結果の全体を整理すると、先述のように220施設中、いる・いたと推察する施設は99施設(45%)、そうでない施設は121施設(55%)だった(図2)。いる・いた施設

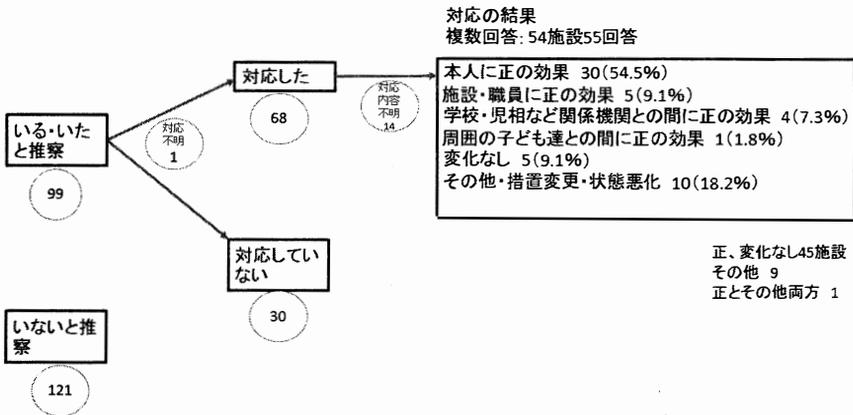


図2 性的マイノリティの子どもが施設にいた(と推察する) 経験・対応・結果の全体

のうち、「対応したことがある」と回答したのは68施設で、不明1を除くという・いた施設の68.7%である。対応したことがない理由は、本人が好む服装などをして見守りとした、どうしたらいいかわからなかった、など様々である。

対応したことがあると回答した施設に、その結果どうなったか自由に回答を求め、記述をアフターコードしたところ、以下の6つのコードに分けられ、もっとも割合が高かったのは、「本人に正の効果」で54.5%だった。

表2 対応した結果の分類と例

| | |
|---------------------|--|
| 本人に正の効果 | そうであっても良いことや安心感が本児の中に生まれた。 |
| | 職員に対して、前よりオープンに話をするようになった。 |
| 施設・職員に正の効果 | 職員が理解することで、対応にゆとりを持てた。 |
| | チームとして、本児の言動に対して最初に否定しないようにすること、変だと決めつけてしまわないように声掛けを徹底した。まずは本児の気持ちを受け止め、そのうえで、周りからの見え方の可能性も伝えた。本児から意見を求められることが多くなった。 |
| | 施設心理士とも協力、学校とも情報共有している。 |
| 学校・児相など関係機関との間に正の効果 | 学校側の理解を得られた気がする。 |
| 周囲の子ども達との間に正の効果 | 周りの児童も理解してくれた。 |
| 変化なし | 他の児童への性的行為自体に反省を促すことができたが本人の性向まで掘り下げることはできていない。 |
| | いつもフランクに話せる環境を作っていたので、大きな変化は感じなかった。 |
| その他・措置変更・状態悪化 | 職員には認めてもらえるが、同級生には認めてもらえないのを本人が苦しいと思っている。 |
| | 施設内で性加害があったため措置変更になった。 |

このように、子どもがいると認識し、それへの対応を考えたり調べたり協議した結果、何かよい効果があった、よい結果をもたらしたと答える施設が多かった。

(3) 現在の考え、悩み

調査票では最後に入浴や寝室などの環境や、性的マイノリティ児童への対応について、考えや悩みを自由に書いてもらった。記述があったのは全体の54.1%で、内容をアフターコードしたところ、表3のような結果だった（1記述に複数コードをあてたケースもある）。全体の4割が建物や生活の構造、職員の配置など、ハード面に関することだった。

表3 自由記述「環境や対応についての考えや悩み」内容分類

| ハード面（構造、職員配置） | 職員の知識や態度 | 性行動管理・問題 | 子どもの教育 | 不安・自信がな い・対応わ からな い | 今後必 要・考 えてい な か っ た | これま でい な か っ た の で | 注意・努 力して いる | その他 |
|---------------|----------|----------|--------|------------------------------|---------------------------------------|---|-------------------|------|
| 43.7% | 6.3% | 18.3% | 3.5% | 9.9% | 3.5% | 6.3% | 0.7% | 7.7% |

本稿で注目したいのは、こうした考えや態度の記述やその内容が、性的マイノリティ児童が在籍した経験、対応の有無によって異なる傾向があるということである。記述があった割合は、対応の有無に関わらず、経験があった施設が約20ポイント高い（表4）。ただし全国の施設の3分の2は回答していないから、経験がなかった施設も回答意欲のある施設であることに注意しなければならない。それを考慮しても、経験があり、職員の対応が検討されたことで、考えるきっかけになるのではないだろうか。

当然だが、子どもへの対応、およびその結果をどのように受け止めているかは、現状の評価（自由記述）の内容に影響している。例えば、表5にまとめたように、服装の好みなどが女性らしい男児は、職員に受容されることで好みを職員に話やすくなったが（「本人に正の効果」）、周囲の子どもにからかわれることがあったため、「他の児童への理解」が課題で、「対象となる児童がいない時から性的マイノリティの教育が大事」と認識している。服装がFTM傾向かつ同性愛傾向のある子どもが、女兒に性加害をしたが、「行為自体に反省を促すことができたが本人の性向まで掘り下げることができていない」対応結果だった施設は、子どもへの対応より「職員への意識付けと適切な対応を話し合う土台作り」「職員の知識と意識の差」に課題を感じている。

表4 経験有無と対応有無別に見た自由記述有無

| | 苦労や悩みの記述あり | 記述なし | 記述率 |
|----------|------------|------|------|
| 経験あり対応あり | 44 | 23 | 65.7 |
| 経験あり対応なし | 20 | 11 | 64.5 |
| 経験なし対応なし | 55 | 66 | 45.5 |
| 経験あり対応不明 | 0 | 1 | 0 |

表5 結果の分類別にみた自由記述分類

| 対応の結果 | 「考えや悩み」の自由記述 カッコ内は経験した事例の概要 |
|---------------------|--|
| 本人に正の効果 | (MTF傾向、同性にも好意) 他の児童への理解を求めることが難しく、からかいの対象となってしまうこともある。そのため、対象となる児童のいない時から性的マイノリティの教育が大事になってくる。 |
| 施設・職員に正の効果 | (同性愛) 小規模とはいっても、集団ならではの課題は大きい。職員の理解がまず第一だが、環境整備ひとつから苦労している。 (FTM傾向の児童とMTF傾向の児童) 児童個別での相談対応はできるが、周りの児童に対して理解してもらうには伝え方に工夫する点がある。 (MTF傾向) 男女別で居室を構成しているため、所属をどちらにするかは大きな問題となるし、他児への説明も難しい。 |
| 学校・児相など関係機関との間に正の効果 | (FTM傾向、受け入れられない児童と関係が悪い) 個室にしたいところだが、部屋数の関係で不可能。施設内で困ることよりも地域・学校の理解を得ることが難しいことが多く、その対応に困っている(スカートの着用など)。 |
| 変化なし | (FTM傾向、女兒に性的加害、行為自体に反省を促すことができたが本人の性向まで掘り下げることができていない) 子どもの対応より職員への意識付けと適切な対応を話し合う土台作りが難しい。現場ケアワーカーの「性的マイノリティ」の知識と意識の差がある。 (男児で女性物衣服の持ち出し) 児童相談所や病院も利用し、ケース会を開いているが本人が定まっておらず対応方法に苦慮している。 |
| その他・措置変更・状態悪化 | (同性愛、同性間での性の加害被害になり措置変更) 部屋割や入浴など、男女で分けており、ハード面からの問題も含めて個別対応が難しい。性的マイノリティであることを児童から申告や相談がされにくいいため、対応が取りにくい。個別対応を取る場合、他児へどのように説明するのが難しい。同性間での性被害・加害の問題と混同してしまっているところがある。 |

「周囲の子ども達との間に正の効果」のカテゴリには、自由記述がなかった。

表6として、経験有無、対応有無別にみた自由記述内容の例をまとめたが、経験がある施設は、入浴や生活空間、寝室など具体的なイメージをもって「判断が難しい」「課題が山積み」と記述している。「同性が好きの子だと距離感が他児より気になる」など、職員の見方の変化についても認識をしている。「ハード面の配慮はできているが、職員も児童も理解できていない」「職員の理解がまず第一」「物理的環境はどうにかなるが、重要なのは職員と周囲の子どもの受容」と、ハード面では解決できない課題の認識もある。

経験はあるが対応がなかった施設は、対応しなかった理由が、見守りで過ごせたケースだった、対応がわからなかったなど様々であるためか、自由記述の内容も様々であるが、経験がない施設は、「性別によって空間が分かれているので問題はない」「苦勞していることはない」と、ハード面の解決ができていれば問題がないかのように捉えていたり（さらに言えば性別によって居住空間が分かれていることがハード面の問題であることを認識できていない）、「受け入れを迷う」と措置自体を受け入れない可能性を示唆したり、「寮の中で恋愛に発展してしまったときの対応」「死角が多い」「上級生が下級生の寝室や入浴中に入り込む」など、性的マイノリティに限らない一般的な性行動の管理に置き換えたりしているような回答も見られる。

PDCAサイクルのようなプロセスがあるだろうと本稿冒頭で述べたが、こうしてみると、「気づき→対応→結果→現状の評価」のサイクルは、よい循環をもたらすといえるのではないだろうか。

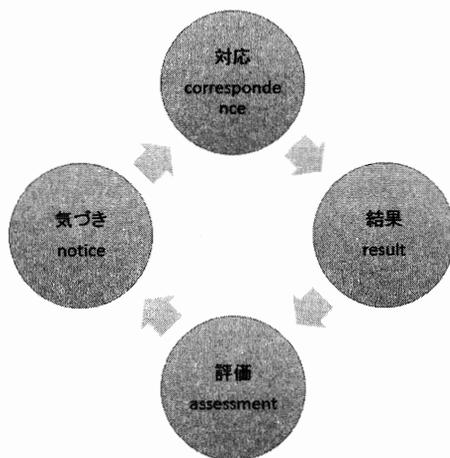


図3 気づき→対応→結果→現状の評価のサイクル

表6 経験有無、対応有無別にみた自由記述内容の例
(自由記述アフターコード分類で割合の高いカテゴリを抜粋)

| 経験有無・対応有無 | 考え・悩みの自由記述のカテゴリ | 自由記述の具体例 | |
|--------------|-------------------|--|---|
| 経験あり 対応あり | ハード面 (構造、職員配置) | 当施設ではユニットケアを実施していることで、性的マイノリティの児童へのハード面での配慮はできているように感じる。しかし、職員も児童も性的マイノリティへの理解が深まっているかと問われると、まだまだ理解できていないように感じる。当施設では男児、女児でフロアを分けていることもあり、性的マイノリティへの児童の生活場所等、課題は山積みだと考える。 | |
| | | 入浴に関しては個別であるため問題はないが、部屋割りに関しては調整が必要。さらに、本施設では男女混合であるが、部屋に関して男子側、女子側と分ける中で本児をどちら側へ配置するかの迷いもあった。 | |
| | | 入浴介助に入る際、性的マイノリティの児童もいるかもしれない考えると「男児だから男性職員」「女児だから女性職員」というわけにもいなくなり、その辺りの判断が難しい。 | |
| | | 小規模とはいっても、集団ならではの課題は大きいと思います。職員の理解がまず第一だが、環境整備ひとつから苦労している。 | |
| | 性行動管理・問題 | 同性が好きなお子と同じ生活空間にいる子との距離感が他児よりも気になり、配慮が必要。 現在はセクシュアルマイノリティの児童はいないが、今後もそうした子どもが入所しないとは限らない。また現在も、相談できないだけで存在している可能性もある。もし、FTMの子が入所したとなると大舎での寝室や入浴の形は苦痛が多い。しかし、最も難しいことは、職員や子どもたちがこうした性のかたちがあることを「理解」は難しくともその子を受け入れ存在を認めることができるかどうか、またそれが可能な職員、子どもを育てていけるかどうかだ。物的環境な、人の工夫と思いやりの気持ちである程度はどうかになる。人的環境が重要。 | |
| 経験あり 対応なし | ハード面 (構造、職員配置) | 男女混合の生活の場で現状があまり性的マイノリティに配慮した対応はできていない。 ユニットになってからは寝室、入浴空間が個になり、良くなった。複数で入りたがる子もおり、一人で入浴するよう声をかけたり気を配ったりしている。 特になし。入浴も寝室も対象児は個人（個室）であるため。 現在はいないが、いた場合、同性の児童の居室での生活でしか環境の提供ができない。 | |
| | | 不安・自信がない・対応わからない | 今はないが、今後どのように対応していくべきか不安に思っている。 現在は性的マイノリティの児童を把握していないが、存在が確認された時に集団生活の中でどのように対応できるのか不安。 周囲の理解を得るべきか。本人の気付きにどう接したら良いのか。 事実確認の方法や性教育の進め方。 |
| | | ハード面 (構造、職員配置) | 新児童棟建設後特になし。 女子は女子、男子は男子に居住空間が分かれているので現在までは何ら問題ない。本館においてはプライベートな空間の確保が難しいので早めに環境を整えていきたい。男女別の空間等。 小学生以上は個室対応で入浴は家庭用風呂を使用しているため質問の内容について苦労していることはない 物理的に配慮が難しい状況にあるので、入所の打診の際、受け入れについてかなり判断を迷う。 |
| | 性行動管理・問題 | 中高生になり、寮の中で恋愛に発展してしまったときの対応。 上級生が下級生の寝室や入浴中に入り込むことがある。 死角が多く、把握する事が難しい。性的マイノリティの児童の対応は知識が薄いため不安な一面がある。中高生は中高生のみで入浴しているため把握は難しい。 | |

3. 示唆

(1) 児童養護施設ならではの課題

「環境や対応についての考えや悩み」の内容を、KJ法に準じて要素を質的に分析すると、児童養護施設ならではの課題が連関していることが浮かび上がった(図4)。

それぞれの内容については、表7に示したが、ここでは簡潔に図4を用いて説明する。【社会的養護の子ども特有の背景】は、「性的虐待を含む、虐待経験」「身体的距離の近さ」「施設内暴力(支配や暴力性)」などで、虐待を受けたり、不適切な養育を受け、情緒的・発達の歪みや遅れをもっていたり、コミュニケーションの学習に遅れがあったり、自己イメージが歪んでいたりする可能性が小さくないことである。【施設という構造】は、「集団就寝・入浴」「男女別の生活環境」などで、集団で過ごすために、寝室や浴室が複数人だったり、性別で分かれていたりすることである。【性行動監視の必要】は、「目が行き届かないことへの懸念」「児童間の性行動防止」「性加害被害防止」「男女混合の生活」などで、インセスト・タブーが働きにくい非親族が集団生活することに伴い、また虐待を受けた子ども達が多いことに伴い、性行動が起こらないように管理・監視する必要が生じたり、児童間の性を伴う支配、加害が起こらないようにする必要が生じることである。

これらの要素を性的マイノリティの子どもが在籍するという観点からみると、「居住空間が男女別なので問題ない」「男女混合で性的マイノリティに配慮できない」と男女別が望ましい前提で記載されたり、「男女別でしか環境が提供できない」と男女混合が望ましい前提で記載されたり、揺れが見られる。「男女

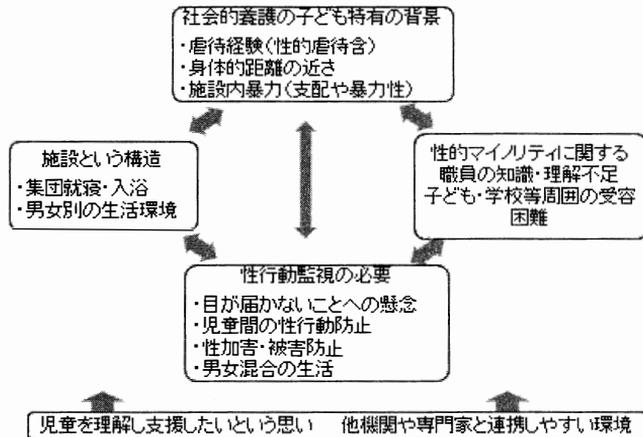


図4 「環境や対応についての考えや悩み」 因果連関図

混合で性トラブルへの配慮が必要」と、一般的な性行動管理との混在も見られる。実際のところ、トランスジェンダーについては、性別に生活構造が分けられ、本人が身体的な性別で振り分けられたら苦痛が大きいことが予測されるし、同性愛については、性別の生活構造だと管理者にとっては性行動監視の不安が高まるだろう。しかし（大人もそうだが）とくに子どもはトランスジェンダーか同性愛（あるいはバイセクシュアル）かわからないことも多く、また、異性愛でも性加害や性行動の可能性があるのは同じである。誤解や混在があるように思われる。

また、子どもの生活空間の個別性の必要、プライバシーの尊重と、暴力や性行動が起きないように監視する必要が葛藤していることもわかる。

最後の要素は【性的マイノリティに関する職員の知識・理解不足、子ども・学校等周囲の受容困難】である。子ども本人の要素、施設の要素ではなく、周囲の要素がこれである。

これらの要素間には葛藤があるが、児童養護施設には、社会的養護として「児童を理解し支援したいという思い」「他機関や専門家と連携しやすい環境」があるため、葛藤がありながらも下支えする要素として図の下部に示した。

表7 「環境や対応についての考えや悩み」の要素と記述例

| | | |
|------------------------|---|---|
| 社会的養護の子ども特有の背景 | 虐待経験（性的虐待含） | 施設には自閉症スペクトラム症などの発達障害、愛着障害などの課題を持つ児童、虐待等の生い立ちにより自己イメージがゆがんでしまう児童も多くいる。そういった場合、性的マイノリティーの児童なのか、生い立ち等の環境要因や、発達の課題が原因なのか判断がつけがたく、対応が難しい。 性被害のケースが多いのでマイノリティと区別がつきにくい。 |
| | 身体的距離の近さ | 体を触ろうとする子がいる。愛着を求めるため、子ども同士で求め合わないか心配している。 |
| | 施設内暴力（支配や暴力性） | 同性間での性被害・加害の問題と混同してしまっているところがある。 |
| 施設という構造 | 集団就寝・入浴 | 風呂場が1つしかなく集団で入浴することが多く、個別で入浴する機会がほとんどない。寝室も部屋が限られていることもあり、必要に応じて個室として部屋を確保することは可能であるが、なかなか難しい。 |
| | 男女別の生活環境 | 部屋割や入浴など、男女で分けており、ハード面からの問題も含めて個別対応が難しい。個別対応を取る場合、他児へどのように説明するのが難しい。 |
| 性行動監視の必要 | 目が行き届かないことへの懸念 | 個別の空間を提供することで児童の人権（プライバシー）の尊重にはなるが、職員目が行き届かなかったり、問題発覚が遅れたりとデメリットも考えられる。 |
| | 児童間の性行動防止 | ユニット内の個室には鍵をつけていないため同性に性的指向を持つ児童に気付かないうちに性的接触がいつ起きてもおかしくない現状であり、今まで性的マイノリティに対応した経験がなく、早急な対策の検討が必要と感じる。 |
| | 性加害被害防止 | 今後年少児童への性加害は心配。入浴中、就寝中など職員目の届かない時間が多い。 |
| | 男女混合の生活 | どのグループも男女混合縦割りでの性トラブルへの配慮が必要。 男女混合の生活の場で現状があまり性的マイノリティに配慮した対応はできていない。 |
| 性的マイノリティに関する職員の知識・理解不足 | ハッキリとしないことがもどかしい。 | |
| 子ども・学校等周囲の受容困難 | 施設内で困ることよりも地域・学校の理解を得ることが難しいことが多く、その対応に困っている（スカートの着用等）。 | |

(2) 今後のあり方

本稿で紹介したのは、日本で初めての児童養護施設における性的マイノリティの子どもに関する調査である。

職員が子どもたちのそれぞれのケースに対応していることがわかったが、知識が足りなかったり、相談・協議できる環境が整っていなかったり、手探りで模索している様子もわかった。職員の研修、子どもへの教育、職員同士のケース会議などが必要だろう¹⁴。

すでに性的マイノリティの社会的排除（家庭からの排除を含む）や、社会的養護や里親家庭における性的マイノリティの現状が可視化され、性的マイノリティの養育（社会的養護を含む）のキャンペーンが展開されているアメリカでは、社会的養護における性的マイノリティへのサービスを改善するポイント（表8）や、性的マイノリティの子育てのポイント（表9）が示されている。そこで示されたことは、実は性的マイノリティに限定されないポイントである。本調査で示された「子ども個人の個性を大切に」「傾聴し尊重し受容する」こともまた、性的マイノリティに限定されない姿勢だ。性的マイノリティの子どもの育つ環境、ケア、支援を改善することは、彼らのだけでなくすべての子どものを改善することにつながるだろう。

表8 社会的養護のLGBT児童のサービスの改善のポイント
(The Model Standards Project(MSP))

| | |
|-------------|--------------|
| 包摂的な組織文化を作る | ケア職員の能力向上支援 |
| 健全な発達の促進 | プライバシーの尊重 |
| 適切な措置 | 支援サービスの丁寧な提供 |

出典：Wilber et al., 2006

¹⁴ 本調査では、施設で生活する子どもへの性教育の内容、性の多様性が含まれているか、職員対象の研修に性の多様性が含まれているかを尋ねたが、詳細は報告書（レインボーフォスターケア2017）を参照のこと。子どもへの性教育で性の多様性が含まれている施設は23.6%、職員研修では性的マイノリティに関する研修をしたこと、派遣したことがない施設は48.8%だった。

表9 LGBTQの子どもの子育てのポイント (Human Rights Campaign)

| | |
|-------------------------------------|-----------------------|
| LGBTQの子どもが社会的養護に入ったら、ケースワーカーがキーパーソン | アドボケイト（権利擁護）する |
| LGBTQかもしれないと想像すること | 個人や個性をよく知る |
| あなたが影響を与えると自覚すること | 地域資源を使う |
| LGBTQは変えられない | トランスジェンダーの意味をよく理解する |
| 自身が勉強すること | 性同一性障害についてよく理解する |
| 受容・拒否が子どものウェルビーングに影響する | 本人の表現に任せる |
| 子どものプライバシーを尊重する | 個々のウェルビーングに合わせた住まいにする |
| 非LGBTQと同じように | 名前は本人の好みで |
| LGBTQ児童のリスクと危険を知る | 性的指向について決めつけない |

出典：Human Rights Campaign,
A CWLA/Lambda Legal Joint Initiative, 2012も同様

謝辞 調査にご協力くださった皆様、有益な助言をくださった調査メンバーの藤めぐみさん、岩本健良さん、渡辺大輔さんに感謝いたします。
本稿は三菱財団助成研究（代表 藤めぐみ）の成果の一部です。

参考文献

- American Bar Association(ABA), *Opening Doors/LGBTQ Youth in Foster Care*
Desai, Krishna, 2000, *It's Your Life: Your Rights*, ABA (https://www.americanbar.org/groups/child_law/what_we_do/projects/openingdoors.html)
- Feinstein, Randi et al., 2001, *Justice for All? A Report on Lesbian, Gay, Bisexual and Transgendered Youth in the New York Juvenile Justice System*, New York City, Urban Justice Center
- Fisher, Sylvia et al., 2012, *Improving outcomes for LGBT youth in out-of-home care settings: Implications and recommendations for systems of care*, Robert M. Friedman, Elizabeth A. Stroul ed., *Improving Emotional and Behavioral Outcomes for LGBT Youth*, Brookes Publishing
- 藤めぐみ・岩本健良・白井千晶・渡辺大輔, 2017, 「児童養護施設における性的

- マイノリティ (LGBT) 児童の対応に関する調査』『季刊セクシュアリティ』
83, 82-93
- 日高庸晴・市川誠一・木原正博, 2004, 「ゲイ・バイセクシュアル男性のHIV感染リスク行動と精神的健康およびライフイベントに関する研究」『日本エイズ学会誌』, 6, 165-173
- 平田俊明2014「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル支援のための基礎知識」『セクシュアル・マイノリティへの心理的支援』針間克己・平田俊明編著、岩崎学術出版社
- Human Rights Campaign, unknown, *Caring for LGBTQ Children and Youth*
- Jacobs, J., Freundlich, M., 2006, Achieving Permanency for LGBTQ Youth. *Child Welfare*, 85(2), 299-316.
- Lambda Legal and Child Welfare League of America, 2015, *Getting Down to Basics: Tools to Support LGBTQ Youth in Care*, Lambda Legal and Child Welfare League of America (https://www.lambdalegal.org/sites/default/files/publications/downloads/getting_down_to_basics_-_2015.pdf)
- Laver, Mimi2008, *Opening Doors for LGBTQ Youth in Foster Care: A Guide for Layers and Judges*, ABA
- Mallon, G., Aledort, N., & Ferrera, M. 2002, There's no place like home: achieving safety, permanency, and wellbeing for lesbian and gay adolescents in out-of-home care settings. *Child Welfare*, 81(2), 407-439.
- National Center for Lesbian Rights, 2006, *LGBTQ Youth In The Foster Care System*. (http://www.ncrlrights.org/wp-content/uploads/2013/07/LGBTQ_Youth_In_Foster_Care_System.pdf)
- レインボーフォスターケア・白井千晶ほか2017『「児童養護施設における性的マイノリティ (LGBT) 児童の対応に関する調査」報告書』<https://rainbowfostercare.jimdo.com/>
- 杉山登志郎・海野千畝子2009「児童養護施設における施設内性的被害加害の現状と課題」『子どもの虐待とネグレクト』11 (2), 172-181.
- 田島誠一2011『児童福祉施設における暴力問題の理解と対応 続・現実に介入しつつ心に関わる』金剛出版
- 米澤由実子・窪田由紀2016「児童福祉施設入所児の性的問題とその支援に関する研究展望」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要, 心理発達科学』63, 103-109

- Paul Gibson, 1989, *Gay Male and Lesbian Youth Suicide*, in *Report of the Secretary's Task Force on Youth Suicide*, U.S. Dept. of Health and Human Services ed., p.3-112.
- Sullivan, Colleen et al., 2001, *YOUTH IN THE MARGINS: A Report on the Unmet Needs of Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender Adolescents in Foster Care*. Lambda Legal Defense and Education Fund (<https://www.lambdalegal.org/publications/youth-in-the-margins>)
- Youth Equality Alliance (YEA), 2014, *Living in the Margins: Youth Equality Alliance Report*, YEA (<https://freestate-justice.org/wp-content/uploads/2013/11/YEA-Report-2014.pdf>)
- Wilber, Shannan et al., 2006, *The Model Standards Project: Creating Inclusive Systems for LGBT Youth in Out-of-Home Care*, Legal Services for Children and National Center for Lesbian Rights (http://www.nclrights.org/wp-content/uploads/2013/07/Model_Standards_Project_article.pdf)
- Wilson, B.D.M., Cooper, K., Kastansis, A., & Nezhad, S. 2014, *Sexual and Gender Minority Youth in Foster care: Assessing Disproportionality and Disparities in Los Angeles*: The Williams Institute, UCLA School of Law. (http://williamsinstitute.law.ucla.edu/wp-content/uploads/LAFYS_report_final-aug-2014.pdf)
- Wilson, B.D.M., Cooper, K., Kastansis, A., and Choi S., 2016, *Surveying LGBTQ Youth in Foster Care: Lessons from Los Angeles*, The Williams Institute. (https://williamsinstitute.law.ucla.edu/wp-content/uploads/TWI_Methods-Report-2016.pdf)
- Woronoff R. et al. 2006; *Out of the Margins: A Report on Regional Listening Forums Highlighting the Experiences of Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, and Questioning Youth in Care*. CWLA, Inc. and Lambda Legal, Inc. (<https://www.lambdalegal.org/sites/default/files/publications/downloads/out-of-the-margins.pdf>)